

書 評

## 政策評価とパレート原理

Louis Kaplow and Steven Shavell,  
*Any Non-welfarist Method of Policy Assessment  
Violates the Pareto Principle,*  
*Journal of Political Economy*, 2001,  
vol.109, no.2 (p281-286)

長 沼 建一郎  
Ken-ichiro NAGANUMA \*

### 1. はじめに

共著者2名は、ともにハーバード・ロー・スクールの教授であり、かつ NBER（全米経済研究所）の研究アソシエイトである。

2名とも厚生経済学をベースとしているが、具体的な（法）制度の内容にも通じており、経済学的手法を駆使した法制度分析（広い意味での「法と経済学」（法の経済分析）領域）で多くの業績がある。特に Kaplow は税制についての論稿が多く、また Shavell は民事責任や保険（リスク論）領域での論稿が多い<sup>(1)</sup>。

本論文は「いかなる非・厚生主義の方法による政策評価も、パレート原理に違背する」と題され、論文の趣旨・結論を端的にあらわしたタイトルとなっている。すなわち何らかの政策を評価する際には、厚生主義（welfarism）その政策が個人の「厚生」（welfare/well-being）に及

---

\* Associate Professor, Faculty of Social Welfare, Nihon Fukushi University

(1) 特に Shavell による契約違反の救済ルールに関する所説 ("Damage measures for breach of contract", *Bell Journal of Economics*, 11, 1980) は、日本の論者によってしばしば引き合いに出される。

ばす影響如何 “のみ”により評価を行うべきであり、「公正」(fairness)の観念をはじめとする別個の要素を独立して勘案すべきではない(排除すべきである)。そうしないとパレート原理<sup>(2)</sup>に抵触し、個人の厚生を損ねる(worse off)結果となってしまう、というものである。

このように「厚生経済学至上主義」とでもいうべき主張であるが、政策的議論の基本的なあり方について、社会哲学との対話も踏まえて展開される、興味深い論考である。ただし分量はごく短く、タイトルの命題にかかる数学的な証明が論文の中心的部分を構成している。

著者2名はこれまでもいくつか共同論文を執筆している。特に『公正(fairness)対厚生(welfare)』と題される共著書(原論文はHarvard Law Review 114巻, 2001年に掲載され, 2002年2月に刊行が予定されている)は, 具体的な法制度(不法行為責任, 契約救済ルール, 訴訟手続, 法的強制(刑事罰)等)について分析したもので, 本論文の実践篇というべき内容を含むものである。しかし逆にこちらは400頁を超える長大なものであり, 個々の法制度への適用の詳細に力点があるため, 著者らの主張のエッセンスを知る手がかりとしては, むしろその原理的部分を端的に示した本論文が好適なものといえよう。(ただし上記の共著書『公正(fairness)対厚生(welfare)』は本論文と密接に関係するものなので, 以下ではこれを別著と呼び, また適宜その内容も織り込みながら紹介を進めていきたい。)

## 2. 論文の概要

本論文は, 3つのパートから成る。

まず「1. 序説」では, 問題の所在が示され, あわせて先行する諸理論との関係が述べられている。続いて「2. 分析」においては, 社会的厚生関数を具体的に設定して, 本論文のタイトルともなっている命題の証明を行っている。これを受けて「3. 結論」が述べられ, あわせて本論文の射程ないしは留保項目について言及されている。

以下では本論文に沿って内容を紹介する。

### (1) 序説

何かの政策を評価する際に, 通常経済学者は厚生主義(welfarism)を用いる。すなわちその政策が, 個々人の効用(utilities)・厚生(welfare)<sup>(3)</sup>にどのような影響をもたらすか(個々人の効用・厚生を増加させるのか, 低下させるのか)だけに注目する。

しかし普通の市民や政策決定者は, 経済学者とは異なり, 個人の効用・厚生だけに注目するのではなくて, しばしば“別の独立した要素”を評価要素に組み込む。たとえば犯罪者への刑罰の

---

(2) ここでは「社会の構成員全員が一致してある社会状態を選好するならば, 社会全体にとってもその状態を選択するのが望ましいと判断されなければならない」というもの。

(3) 本論文では, 個人の効用(utility)と厚生(welfare および well-being)とは特段区別せずに用いられている。他方, 社会全体のレベルでは社会的厚生(social welfare)という用語が使われている。

軽重は、「犯罪の重さに“見合った”ものであるべきだ」と考える。(すなわち個人々人への効用その刑罰による今後の犯罪抑止効果などとは独立に、刑罰が犯罪に見合っているかどうか“自体”が重視される.)

経済学者の中にも、厚生主義とは別の要素を政策評価の手法に組み入れる論者がいる。たとえばマズグレーブは社会的厚生の指標として水平的公平を取り入れ、また A・センは個人の効用よりは「潜在能力 (capabilities)」に着目すべきだとしている。実際多くの論者は、公正や正義など、個人の効用以外の独立した要素を社会厚生関数に勘案することを認めている。

しかしながら、このような非・厚生主義 (non-welfarist) による政策評価 (いいかえれば、非・個人主義的な社会的厚生関数) においては、パレート原理に違背する事態が生じる。すなわち個人々人の効用以外の要素を勘案すると、その社会の構成員の効用を悪化させる事態につながる。このような、個人の厚生と、(それとは離れた) 社会的厚生 (social welfare) というコンセプトとの緊張関係は、意外に深刻である。社会的厚生を追求することが、その社会の構成員“全員”の効用を低下させてしまうこともあるからである。

この非・厚生主義と、パレート原理との基本的な抵触関係については、従来明確にされてこなかった。A・センが、非・厚生主義の特定の形態がパレート原理に抵触する可能性をすでに示している<sup>(4)</sup>が、むしろ重要なのは、より一般的に“いかなる”非・厚生主義も、パレート原理に違背するという点である。

## (2) 分析

続いて「2. 分析」においては、以上の点について社会的厚生関数を具体的に設定して、証明を行っている。これが本論文のコアの部分でもあり、原文は厳密な数式の展開によるものであるが、ここではそのアウトラインのみを示すこととしたい。

まず、ありうる社会の様々な状態を当てはめたとき、もしすべての個人に対して効用は同じであるが、社会全体としての厚生は異なるような社会的厚生関数があるとすれば、その関数は、非・個人主義的なものだといえる。

また (弱い) パレート原理とは、「『すべての個人にとって、より望ましい』ような社会の状態は、『社会全体にとっても、より望ましい』』というものである。

さて、非・個人主義的な社会的厚生関数の下では、2つの状態で、個人の効用は同じだが、社会全体の厚生は異なる場合が存在する。これを  $x$  (社会的厚生が高い状態) と  $x'$  (低い状態) とする。ここでより社会的厚生が低い状態 ( $x'$ ) から、ある財 (これを多く保有すれば、各人の効用が増すような財) の各人の保有量をほんの少しずつ引き上げた状態 (これを  $x$  とする) を考

(4) パレート原理と (最小限の) 個人的自由の容認とは互いに抵触するという、いわゆるリベラル・パラドックスである。A・セン「パレート派リベラルの不可能性」『合理的な愚か者』勁草書房、1989年所収。

えると、保有増加量が“十分”小さければ、 $x''$ の社会的厚生は、高い状態( $x$ )には届かない。他方で全員の効用はそれぞれ増しているので、個人の効用という意味では、 $x''$ は $x'$ よりも高くなっているはずである。

他方、「非・個人主義的な社会的厚生関数」という定義から、 $x$ と $x'$ では個人の効用は同一であり、 $x$ を出発点として同じ操作を行っても、同じことがいえる(全員の効用はそれぞれ増す)はずであるから、個人の効用という意味では、 $x''$ は $x$ よりも高くなっているはずである。

このとき、もしもパレート原理が満たされるなら、社会的厚生も $x''$ の方が $x$ より高くなるはずである(全員の効用が増すなら、社会的厚生も高くなっているはずである)。しかし上述した通り(下線部)、 $x''$ の社会的厚生は、 $x$ には達していない。すなわち、パレート原理違背が生じているのである。(いわばアキレスが亀を抜いたようなことが起こる。)<sup>(5)</sup>

いいかえれば非・個人主義的な社会的厚生関数の下で、望ましいとされる社会状態は、個人の効用とは独立した(離れた)要素において優位にある分、個人の効用という面では劣位にあるのである。

### (3) 結論

このように、個人の効用とは独立した別個の要素を政策評価において勘案することは、すべての構成員の厚生を悪化させる可能性がある。したがってパレート原理に立つ限りは、非・厚生主義の方法を政策評価に持ち込むべきではない。

このことは、実際の政策の選択肢において、いずれがパレート優位かが明らかではないことが多いという事情とは、直接関係がない点に注意すべきである。むしろパレート原理に依拠することにより、政策評価に不適切な基準を持ち込まないことが肝要なのである。

このように、パレート原理を信奉する限りは、政策評価は厚生主義により行う必要があるといえる。ただし以上に加えて、厚生主義に依拠した政策評価を行う場合でも、個人の効用とは独立した、とりわけ「公正(fairness)」の観念のような要素が有用となり得る場合があることが指摘される。

第一に、人々は公正の観念を「好む」ので、政策が公正の観念に依拠することで(たとえば刑罰の重さを犯罪の重さにフィットさせることで)、そのこと自体が人々の厚生(効用)を増加させることがある。

第二に、直接の政策評価が困難である場合に、公正の観念を追求することが、個人の厚生(効用)を増大させるための、適切な「代理指標」としての役割を果たすことがある。(たとえば刑罰の重さを犯罪の重大さにフィットさせることが、犯罪の適切な抑止をもたらすかもしれない。)

---

(5) 以上の説明は、紹介者による“直感的なもの”であり、精確さ(数学的な厳密さ)を欠いていることをおそれる。詳細は、原文ないしは別著(.C.1.)を参照いただきたい。原文では、保有量の増加により各人の効用が増すような財の存在と、その財の保有量に対する社会厚生関数の連続性(continuity)とが、2つの重要な仮定として設定されている。

第三に、公正や正義の観念（たとえば「政府に対する個人の権利」）が、社会的厚生を最大化させる方向で裁量を用いないような（信頼できない）政府を、有効に拘束するルールとして結実することがある。（A・センによる個人的自由の重視や、P・ダイヤモンドによる社会的決定プロセスの重視<sup>(6)</sup>などの所説がこれに対応する。）

第四に、これらの公正の観念を、日常生活において教育・喧伝することで（たとえば「約束は守られなければならない」）、他人を害するような行動（たとえば契約違反）を個々人が差し控える方向に作用することがある。（ミル、シジウィック、ヘアらにより表明されている“道具的な道徳観”である。）

### 3. 本論文の意義と射程

短い論文であるが、特に著者らの別著（『公正 (fairness) 対 厚生 (welfare)』）との関係も含め、論点はきわめて多岐にわたる。ここでは本論文の意義と射程について（本節）、および日本の議論への示唆（次節）、の2点にしぼってコメントしたい。

まず本論文の主張内容は、一見単純で、トートロジカルな印象もあるが、そのインパクトは意外に大きいことに注意する必要がある。

すなわち主張の骨子は、厚生経済学が中心に据える個人の厚生（効用）以外の要素を政策評価に取り入れると、構成員の厚生（効用）が悪化しかねないというものであり、やや個人主義的に過ぎる（アトム的な人間観に基づいており、公共的な視点に欠ける）との印象もある。

しかし本論文が議論しているのは、もっぱらパレート原理との関係　すなわち「構成員全員にとって『より望ましい』なら、社会全体にとっても『より望ましい』」という公理との関係である。これに違背するということは、本論文が主張する通り、「構成員（場合によってはその全員）にとって、その厚生（効用）が悪化しても、社会全体はよくなる」というケースを認めるということであり、極端ないい方をすれば「国家だけが栄えて、国民は滅びる」ような政策を認めることにもなりかねない。

したがって本論文の主張は、まずいわゆる功利主義　ベンサム流の「最大多数の最大幸福」とは全く異なる。一部の人の厚生（効用）が低下するのであれば、全体としての厚生（効用）が増加したとしても、パレート原理は満たされない。

また個人の厚生（効用）のみに即して測られるパレート効率性を重視するといっても、いわゆ

(6) P・ダイヤモンドは、社会的決定における選択肢の間で、個人的な期待効用の集計値が等しくても、社会的な望ましさが異なるケースがあることを論じた（Diamonds, P., "Cardinal Welfare, Individualistic Ethics, and Interpersonal Comparison of Utility: Comment.", 1967, Journal of Political Economy, vol75, p765-66).

る新自由主義的な考え方 自立した個人を前提とした、効率性・市場メカニズム一辺倒の考え方 とは区別されるべきものである。所得分配のあり方についても、厚生経済学では一定程度、重視される<sup>(7)</sup>。

おそらく本論文の問題設定のもとでの主張とその証明自体については、正面からは論駁しづらいものであろう。ただしその個人の厚生（効用）とは何か、については大いに議論の余地があるものと思われる。たとえば論文の末尾で「公正」の観念が有用たりうる四つのケースが挙げられているが、これを拡大していけば、結局「公正」、「正義」等の要素を（いわば裏口から）全面的に政策評価の要素として取り入れる（それでもパレート原理が維持されていると強弁する）ことにもなりかねない。

あるいはやや特定領域の問題であるが、将来世代との関係等が、どのように位置付けられるのかも気になるところである。たとえば環境政策や財政・社会保障政策においては、現在の構成員にとっては必ずしも望ましくない（効用を低下させる）政策が、将来世代のことも勘案して肯定的に評価されることはあり得よう。（あるいは逆に、現在の構成員の効用だけを勘案した政策が、将来世代の利害を損ねることは大いにあり得る。）しかしそのような評価を、現在の構成員個々の厚生（効用）だけから説明して（導いて）いくことは、端的に「社会全体として望ましい」というべきところを、迂遠に理由付けることになるだけではないか、との感もある。

したがってむしろ主要な論点は、個人の厚生（効用）とは何か 「公正」の観念が有用な四つのケースを具体的にどのように画していくか にあるように思える。

もっともこの点は、むしろ別著で中心的に議論されているテーマの一つである。そして著者らは実は、これらの「公正」の観念が独立して勘案されるべきケースを、かなり限定的に解しているのである。特に四つのケースのうち第二のケース（代理指標性）については、その見かけの上の有用さに反して、弊害が大きい旨が論じられており、興味深い<sup>(8)</sup>。しかしこれらについての紹介や検討は、本稿の守備範囲を超えるものであろう。

#### 4. 日本の議論への示唆

最後にやや外在的な観点ではあるが、日本における法律学と経済学との関係について、コメントを付しておきたい。すなわち何らかの法的な分析、あるいは法的な判断、さらには法規範の設定や制度設計に当たって、経済学を積極的に活用する手法がアメリカで発達し、いわゆる「法と

---

(7) ただし著者らとしては、はじめから平等・公平等の実現を目指すことはせずに、あくまで個人の厚生（効用）に軸足を置きながら、所得分配の問題にも一定の歩み寄りを行っているものと見ることができる。別著（ .A.3）も参照。

(8) 別著（特に ）では、「公正」の観念に依拠することは日常生活においてはある程度有用であるが、専門的な法政策決定においてはむしろ弊害を伴う（したがって、日常生活における規範と、法規範とは峻別されるべきである）ことが詳述されている。

経済学」(法の経済分析)という領域が形成されているが(本論文も、広い意味でこの領域に属するものといえる)、法律学の領域で経済学的な手法をどのように活用すべきかについては、なお多くの議論がある<sup>(9)</sup>。

これまで日本での「法と経済学」への法律学サイドの反応は、いわば「留保つき」といった性格が強く、特に先駆的な紹介者において、むしろ結果的には経済学(ないしは効率性)と対峙する法律学(ないしは正義概念)の重要性を説くものとなっていた<sup>(10)</sup>。その後、いわば次世代「法と経済学」として、本格的にゲーム理論を契約法に適用した論者においてもこの構図は維持されており<sup>(11)</sup>、いわば経済学の“限定的な活用”、法学と経済学の“役割分担”という形で折り合いを付ける方向が模索されているように思われる<sup>(12)</sup>。経済学者の中にも、同様の主張は見られる<sup>(13)</sup>。

ところが本論文では、そのような“役割分担”をある意味では徹底的に拒絶し、(具体的には「公正」の観念を排除し、)厚生経済学“のみ”によって法的政策を選択・評価すべきだと明言している点に、むしろ強烈な印象を感じざるを得ない<sup>(14)</sup>。

本論文に接すると、その主張への賛否は“まったく”別として、(また日米法体系の差は大きいものの、)これまでの日本における「法と経済学」のアメリカからの“継受”も、またある種「日本的」だったのではないかとの奇妙な感慨に襲われる。

実際日本でも、「法」は研究し得る客体に過ぎず、「法学」には何の方法もなく、社会科学的研究を行うには他の分野から方法論を持ち込む必要があるとの極端な主張もある<sup>(15)</sup>。本論文は厚生経済学という角度から、この問題への一つの回答を示したものであるということもできる。その意味で、方法論レベルでの根本的な問題提起として受け止める必要があろう。

もっともこれ以上の検討は、一般的な方法論レベルとあわせて、むしろ具体的な法制度の設計に即してなされるべきであろう。前述した通り、著者らの別著においては具体的な法制度を題材とした検討が展開されており、たとえば契約法の救済ルール設計(特定履行/期待利益賠償/履行利益賠償の各ルールの優劣)について、厚生経済学のみによつて依拠した場合と、「公正」の観念

(9) 最近ではたとえば、岩原紳作・岩村正彦・宇賀克也・浜田宏一・廣瀬久和「[座談会] 21世紀の消費者法を展望する」ジュリスト1139号、1998年において、様々な角度からの議論が行われている。

(10) 平井宜雄『法政策学』有斐閣、1995年。

(11) 森田修「市場における正義」社会科学研究51巻3号、2000年。

(12) 最近の経済学(組織経済学、情報経済学)が市場メカニズム“一辺倒”ではないことを重視し、その多様性を踏まえた多角的な活用の可能性を説く論者もある。藤田友敬「商法と経済学理論」ジュリスト1155号、1999年。

(13) たとえば注7、座談会における浜田発言(178頁)は、経済分析を材料にしながらも、センシティブなケースではどうしても譲れない正義を基準に判断を下すというのが「望ましい組み合わせ」だとする。

(14) このような主張が、法制度や法理論にも通じた論者によってなされている点が重要である。ただし前述した通り、経済学“のみ”によるといっても、いわゆる新自由主義的な考え方(効率性・市場メカニズム一辺倒の考え方)とは一線を画すものである。

(15) 三輪芳郎「『法と経済学』への誘い」概要、社会科学研究51巻3号、2000年(典拠はマーク・ラムザイヤー『法と経済学』弘文堂、1990年)。しかしこの主張自体は、法ないし法律学の理解としても、また多様な理性概念への理解としても、やや乱暴なものであるように思える。

を援用した場合との、制度設計とその帰結の違いがきわめて具体的に示されている<sup>(16)</sup>。しかしそれらについての紹介も、別の機会に譲ることとしたい。

以上

(文献の所在および本稿の内容について、廣瀬久和教授(東京大学)から貴重な示唆を頂いた。記して感謝申し上げます。)

---

(16) 別著( . )では、契約を完備契約/不完備契約に分けた上で、契約履行のためのコスト水準が不確定性(contingency)を伴うケースについて、ゲーム論的な手法による分析が行われている。